

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

加西市

2 構造改革特別区域の名称

加西市農村地域活性化特区

3 構造改革特別区域の範囲

加西市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 加西市の沿革

明治22年の市町村合併によって、加西市の母体となる加西郡は、北条町、富田村、賀茂村、下里村、九会村、富合村、多加野村、西在田村、在田村、芳田村（昭和27年西脇市に合併）、大和村（昭和29年八千代町に合併）の1町10村に再編成された。

さらに町村合併促進法の制定後の昭和30年1月15日には北条町、富田町、賀茂村、下里村の1町3村が合併して「北条町」となり、次いで、昭和30年3月1日には多加野村、西在田村、在田村の3村が合併し、「泉町」となり、さらに、昭和30年3月30日には九会村、富合村の2村が合併し、「加西町」となった。

昭和42年4月1日、北条町、泉町、加西町の3町は、「加西郡は一つ」という理念のもとに合併し、現在の加西市は誕生した。

人口状況としては、昭和45年から60年にかけて高度経済成長時代と期を一にして、人口は高い増加率で増加し、昭和60年まで約53,000人にまで達したものの、それ以降は微減傾向を続けており、平成14年度では51,814人となっており、少子高齢化が進んでいる状況にある。

市内純生産額における第1次産業の割合は2.2%となっており、第2次及び第3次産業が中心となっているが、市の中心を成していた三洋電機の工場の撤退や、商業の不振等により、厳しい状況となっている。

(2) 地理的条件

加西市は、兵庫県の南部、播州平野のほぼ中央に位置し、東経134度51分、北緯34度56分の地点にある。市域面積は150.44km²で、東西12.4km、南北19.8kmの広がりを持ち、東は小野市及び滝野町に、西は姫路市及び福崎町に、南は加古川市に、北は西脇市、八千代町及び市川町にそれぞれ隣接している。

市の北部には、古生層の山地（海拔300～500m）が連なり、中国山地の裾野を形成している。そこに源を発する万願寺川、普光寺川、そして下里川の3河川は、丘陵・段丘面を刻み沖積低地を形成しながら、万願寺川に合流し、さらに加古川に合流している。

また、市の中央部を流れる万願寺川の東側には広大な青野ヶ原台地が、西側には鶉野台地が広がり、播磨内陸地域最大の平坦地を形成している。特にこの一体はため池が数多く点在し、県下でも有数の密集地帯となっている。

一方、市の南部は、中世代の火山活動で形成された凝灰岩類、流紋岩類を母岩とする山地（海拔200～250m）を形成している。

（3）自然条件

加西市の気候は、瀬戸内式に属し、冬季の降水量が少なく年間1,300mm前後、平均気温は16度Cと温暖で暮らしやすい気候となっている。

加西市は、古くから水資源に乏しく、点在するため池や加古川支流などに依存してきたが、国営ダムの完成により、農業用水に大きな変革をもたらした。

周囲の山々の植生は、中国自動車道以南では、アカマツ群落を主体とした雑木林であるが、以北ではスギ、ヒノキなどが茂る山林が広がり、緑豊かな自然条件をみせている。

5 構造改革特別区域計画の意義

本市の農業については、販売農家数3,887戸（平成12年）、農業人口の割合43.8%（平成12年）、耕地面積3,810ha（平成14年）、農業粗生産額5,968百万円（平成14年）となっており、兼業農家が多いため集落営農が盛んに行われている。

耕地面積のうち水田が3,350haを占め、水稻を主体として麦・大豆・飼料作物や野菜・果樹・花卉などが栽培されており、それに酪農・肉用牛・養豚・養鶏など多種多様な農業が営まれている。

農産物については、大根、トマトの栽培が戦前から行われている。また、戦争の混乱の中、竹藪に捨てられて自生していた「ハリマ王にんにく」を復活させ、地域住民の協力の下、種の保存と生産量を増やす活動を展開している。さらには、しし唐辛子の約10倍もの大きさの「根日女みどり」、紫黒米の一種「むらさきの舞」、ヤーコン、菊芋、蕎麦、栗、菜の花など新しい作物の栽培も熱心に行っている。果樹については古くからぶどう栽培が盛んに行われ、「加西ゴールドンベリーA」は地域ブランドとして商標登録されており、その他にも、いちご、柿、梅、桃、いちじくなど多岐にわたる作物の栽培が行われている。

一戸当たりの耕地面積は、67aと零細で分散型の農地所有が多く、農業就業人口においても兼業農家の割合が93.8%と高く、農業従事者の高齢化や後継者不足による遊休農地の増加、水稻を始めとする農畜産物価格の低迷など本市の農業・農村は厳しい状況に直面している。

このような状況の中、「安全」・「安心」な農産物の供給と競争力のある水田農業を築くため、①地域の特性と創意工夫と生かした産地づくりの実践、②水田を有効に利用する仕組みづくり、③担い手を育成していく仕組みづくりなどを検討していく必要があり、新たな取り組みを構築していく必要が生じてきている。

また、市内純生産額における第1次産業の割合は2.2%となっており、第2次及び第3次産業が中心となっているが、市の中心を成していた三洋電機の工場の撤退や、商業の

不振等により、厳しい状況となっている。

こうした状況を踏まえ、農村地域を見直し、農家民宿及び市民農園を中心とした体験交流型ツーリズムの導入も含め、農村地域活性化を図ることとした。

6 構造改革特別区域計画の目標

21世紀の社会は、精神的・質的な豊かさがより重視される社会、市民誰もが社会の重要な担い手として尊重され、いきいきと活動できる社会が求められる。

このような21世紀社会の展望に立つと、加西市の花と緑につつまれた豊かな自然や歴史、その中で育まれた人とのつながりと個性的な文化や農業を始めとした地域産業を守り活かすことが大切である。そして、交通・情報ネットワークによる市内外の人・物・情報の活発な交流を通して、新しい感覚と発想で文化や産業を創造することにより、市民一人ひとりが真に豊かさとゆとりを実感でき、しかも、それぞれの夢が着実に実現できる「花と歴史と愛のまちかさい」が都市づくりの目標となっている。

また、花と緑を愛し育てることは、人々に喜びと感動を与え、多様な交流を生み出すとともに、人々が互いに参加・協力し合う心豊かな地域社会づくりに貢献することができる。

さらに、花が持つ心身を癒し、人々を大いに元気づける効果などにより、加西市が「夢のあるふるさと」と感じられる快適空間となり、このことが元気と活力を生み出す源泉となる。

そして、このような長い地道な協働の取り組みや来訪者との交流を通して、市民一人ひとりにとって活力とゆとりに満ちた「ふるさと夢都市」の実現へと発展していく。

この理念を踏まえながら、農家民宿事業及び市民農園事業を核として、体験交流型ツーリズムの推進など関連事業を一体的に行うことにより、都市部住民を加西市に呼び込み、グリーン・ツーリズムによる交流を推進するとともに、従来の観光とグリーン、エコツーリズムが融合した新たなツーリズム産業の創造を目指す。そしてそれにより、地域の農業の活性化を図り、農村地域全体の活性化を図ることとする。

- (1) 自然等の資源を身近に感じ、農業体験等を通じて豊かな農村文化や農業者とのふれあいを楽しんでもらえる新たな形態としての「農家民宿」の開業を、従来の宿泊施設と調和を保ちつつ推進する。また、都市住民に、土に親しみ作物を栽培する楽しみを提供するとともに、農地の保全にも役立つ「市民農園」の開設を促進する。

これらの事業を核として、体験交流型ツーリズムの推進など関連事業を一体的に行うことにより、都市部住民を加西市へ呼び込み、農業体験などのグリーン・ツーリズムによる交流を推進する。

- (2) 花と緑につつまれた豊かな自然を活用して、多様な宿泊施設や多様な自然体験交流メニューを観光客に提供することにより、都市部からの誘客を促進し、従来の観光とグリーン・ツーリズム及びエコツーリズムが融合した新たなツーリズム産業の創出を目指す。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

グリーン・ツーリズム後進地である加西市では、体験交流型ツーリズムによる観光客等は皆無である。

しかし、規制の特例措置を活用した農家民宿を核としたグリーン・ツーリズム振興と、これらとの相乗効果が期待される花や歴史に関連した観光の振興等とを地域の自助努力により一体的に展開し、観光客等の入込の大幅な増加が図られる。

また、観光客等の大幅な増加により、農村地域の活性化が図られるとともに、交通拠点となる市街地を含めた市内全体の活性化が図られる。

別表 観光客数の推移

(単位:千人)

区分	平成14年度	平成19年度	増加率 (14-19)	平成24年度 (予測)	増加率 (19-24)
総入込数	1,124	1,219	108%	1,280	105%
うち日帰	1,086	1,171	108%	1,230	105%
うち宿泊	38	48	126%	50	104%

※ 兵庫県「観光動態調査報告書」による

8 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

709 特産酒類の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

・農村振興基本計画（平成14年3月）

田園空間の多面的利用と循環型社会の構築に向けた施策の基本方針の一つとして、「地域資源の利活用による滞在型都市農村交流の推進を図る」こととしており、滞在型観光施設の整備・充実等を図ることにより、観光入込客数を現況(平成12年度)の約92万人/年から目標として平成18年度には平成4年度レベルの120万人/年にすることとしている。

・加西市地域水田農業ビジョン（16年度）

直売所（ファーマーズマーケット）等の新たな流通拠点の開拓を進め、生産者の掘り起こしによる生産者の組織化を図り、安定供給と品質向上に努め、消費者に安心感を与える。

また、地場加工として生活研究グループを中心に市内産農産物を活用した漬物、味噌等の加工品の生産を行い、直売場などでの消費につなげる。さらに、地域農業の担い手として集落営農組織を促進し、都市農村交流事業も視野に入れた農業生産法人へのステップアップを目指す。

- 1 特定事業の名称
707（708） 特定農業者による特定酒類の製造事業
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館、民宿、料理飲食店など）を営む農業者で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料としてその他の醸造酒（特定酒類）（以下「濁酒」という。）を製造しようとする者
- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日
本構造改革特別区域計画の認定を受けた日
- 4 特定事業の内容
 - (1) 事業に関与する主体
上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた日以降
 - (2) 事業が行われる地域
加西市の全域
 - (3) 事業の実施期間
上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降
 - (4) 事業により実現される行為や施設などの詳細
上記2に記載の者が、濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために濁酒を製造する
- 5 当該規制の特例措置の内容
当該規制の特例措置により、農家民宿や農園レストラン等を営む農業者が米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料として濁酒を製造しようとする場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。
このことにより、農家等によるもてなしとして、観光客等への濁酒の提供は、農村地域の特性を活かしたツーリズムのひとつの味付けとして、地域の魅力がさらに高まり、観光客等の増加による農村地域の活性化が図れる。
また、濁酒製造への取り組みは、小規模ながらも新たな起業と捉えることが出来ることから、農村地域に根ざした自発的な取り組みの広がりによる地域の活性化を図るためにも、当該特例措置の適用が必要である。
なお、当該特定事業により、酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生し、税務当局の検査・調査の対象とされる。
市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特定農業

者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。

1 特定事業の名称

709 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産された地域の特産物（ぶどう、柿、梅、桃、いちご、いちじく）を原料とした果実酒又は地域の特産物（にんにく、そば、大根、しし唐辛子、ヤーコン、菊芋、栗、トマト、とうもろこし）を原料としたリキュールを製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた日以降

(2) 事業が行われる地域

加西市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や施設などの詳細

上記2に記載の者が、地域の特産物を原料とした果実酒又はリキュールの提供・販売を通じて地位の活性化を図る為に特産酒類を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、当市が指定する地域の特産物であるぶどう、柿、梅、桃、いちご、いちじくを原料とした果実酒又はにんにく、そば、大根、しし唐辛子、ヤーコン、菊芋、栗、トマト、とうもろこしを原料としたリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が、果実酒は2キロリットル、リキュールは1キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、農村地域の特性を活かしたツーリズムのひとつの味付けとして、地域の魅力がさらに高まり、観光客等の増加による農村地域の活性化が図れる。

また、特産酒類製造への取り組みは、小規模ながらも新たな起業と捉えることが出来ることから、農村地域に根ざした自発的な取り組みの広がりによる地域の活性化を図るためにも、当該特例措置の適用が必要である。

なお、当該特定事業により、酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生し、税務当局の検査・調査の対象とされる。

市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。